

エネルギーや食料品などの価格高騰に対する生活を支援するため、支援給付金を支給します。

【支給対象世帯】①令和6年度に新たに住民税が非課税となった世帯、基準日(令和6年6月3日)において世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税の世帯②令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となった世帯、基準日において世帯全員の令和6年度住民税所得割が非課税の世帯(住民税非課税世帯を除く)

※令和5年度または6年度に給付金(7万円、10万円)の支給対象となった世帯(世帯主であった人を含む世帯)は今回の対象となりません

【支給額】1世帯当たり10万円

※平成18年4月2日以降に生まれた児童がいる場合は1人当たり5万円を加算

【申請方法】支給対象世帯の世帯主あてに、支給内容や確認事項が記載された確認書を送付します。必要事項を記入の上、市へ提出してください

【申請が必要な世帯】次に該当

給付金の支給を装った詐欺などに注意

市職員などがＡＴＭ(銀行、コンビニなどの現金自動預払機)の操作や、手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありませんのでご注意ください。不審な電話があった場合は、すぐに警察署などへ連絡してください。

佐沼警察署 ☎ 0220(22)2121
 登米警察署 ☎ 0220(52)2121

介護保険サービスの利用者負担を軽減します

●介護保険負担限度額の認定

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院やショートステイを利用する際の食費と居住費(滞在費)を軽減する制度です。

【対象者】市町村民税非課税世帯(別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も非課税)で、**【表1】**の条件いずれか一つを満たす人

●社会福祉法人等利用者負担軽減

社会福祉法人などで提供している通所介護、訪問介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設などを利用する際の食費や居住費(滞在費)などの自己負担額の4分の1を軽減する制度です。

【対象者】**【表2】**の条件を全て満たす人

●申請手続き

「介護保険負担限度額認定」、「社会福祉法人等利用者負担軽減制度」は申請が必要です。また、7月31日までの認定証を持っている場合は更新手続きが必要です。

マイナポータル(ぴったりサービス)での電子申請も可能です。

【申請場所】福祉事務所長寿介護課、各総合支所市民課

※詳しくは、市公式ホームページを確認するか、問い合わせください

【問い合わせ】福祉事務所長寿介護課(介護給付係)

☎ 0220(58)5551

02

物価高騰への生活を支援 非課税世帯等へ給付金

する世帯は確認書などが送付されないため申請が必要ですが、令和6年1月2日以降に転入者がいる世帯②令和5年分所得の申告をしていない人がいる世帯③(こども加算のみ)令和6年6月4日以降に生まれた新生児や、別居している児童を扶養している場合

【申請期限】10月31日(木)当日消印有効

【申請窓口】福祉事務所生活福祉課、各総合支所市民課

【問い合わせ】▼市価格高騰支援給付金専用電話

☎ 0120(390)035
 ▼福祉事務所生活福祉課(福祉総務係)

☎ 0220(58)5552

■【表1】介護保険負担限度額認定対象者の条件

市町村民税非課税世帯(別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も非課税)で、次のいずれか一つを満たす人

1	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、預貯金額等が単身で1千万円以下、夫婦で2千万円以下
2	「前年の合計所得金額＋年金収入額」が80万円以下で、預貯金額等が単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下
3	「前年の合計所得金額＋年金収入額」が80万円超120万円以下で、預貯金額等が単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下
4	「前年の合計所得金額＋年金収入額」が120万円超で、預貯金額等が単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下

■【表2】社会福祉法人等利用者負担軽減対象者の条件

課税等	市町村民税非課税世帯
収入	年間収入が単身世帯で150万円以下、世帯構成員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
預貯金額等	預貯金額等が単身世帯で350万円以下、世帯構成員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
資産	日常生活で利用する資産以外に活用できる資産がない(資産を活用しての収入があれば非該当)
扶養	負担能力のある親族に扶養(税扶養・健康保険扶養)されていない
納税	介護保険料を滞納していない
他軽減制度	介護保険負担限度額認定制度の認定を受けている

01

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の税率などを改正します

●国民健康保険税の改正

国民健康保険制度は、病気やけがをしたときに、医療費などを給付する医療保険制度です。社会保険など他の医療保険加入者や生活保護受給者以外の全ての人が加入しています。

国民健康保険税は、税率から算出した医療保険分(医療費の支払いに充てるもの)と後期高齢者支援金分(後期高齢者医療制度の費用に充てるもの)、介護保険分(介護保険制度の費用に充てるもの)の合計です。令和6年度は、国の法令の一部改正に伴い、次のとおり改正します。

■【表1】国民健康保険税賦課限度額の変更

項 目	改正前	改正後
医療保険分	65万円	変更なし
後期高齢者支援金分	22万円	24万円
介護保険分	17万円	変更なし
合計	104万円	106万円

※国民健康保険税の後期高齢者支援金分賦課額に係る賦課限度額を22万円から24万円に引き上げ(全体の賦課限度額＝104万円→106万円)

■【表2】国民健康保険税軽減対象判定基準

軽減割合	世帯内の被保険者等の所得の合計額
7割	43万円＋{10万円×(給与所得者等(※1)の数－1)}以下
5割	43万円＋(29万5千円×被保険者および特定同一世帯所属者(※2)の数)＋{10万円×(給与所得者等の数－1)}以下
2割	43万円＋(54万5千円×被保険者および特定同一世帯所属者の数)＋{10万円×(給与所得者等の数－1)}以下

低所得者に対し被保険者の応益(均等割額および平等割額)を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準は被保険者および特定同一世帯所属者の数に乘ずる金額を29万円から29万5千円に、2割軽減の基準は被保険者および特定同一世帯所属者の数に乘ずる金額を53万5千円から54万5千円に引き上げ

※1「給与所得者等」とは、被保険者、世帯主および特定同一世帯所属者のうち、一定額を超える給与所得者と公的年金等の支給を受ける人

※2「特定同一世帯所属者」とは、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人

【問い合わせ】国民健康保険税等の課税に関すること▶総務部税務課(国民健康保険税係)☎ 0220(22)2163

国民健康保険制度に関すること▶市民生活部国保年金課(保険給付係)☎ 0220(58)2166

後期高齢者医療制度に関すること▶宮城県後期高齢者医療広域連合☎ 022(266)1021

●後期高齢者医療保険料の改正

後期高齢者医療保険料の計算方法は、県内一律で2年ごとに見直されます。令和6年度は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて計算される「所得割率」および「賦課限度額」が**【表3】**のとおり改正されました。

また、後期高齢者医療保険料の軽減対象判定基準が**【表4】**のとおり改正されました。

■【表3】後期高齢者医療保険料改正表

区分	令和4・5年度	令和6・7年度	変更額・率
均等割額(1人当たり)	44,640円	47,400円	＋2,760円
所得割率	基礎控除(43万円)後の総所得×8.62%	基礎控除(43万円)後の総所得×9.28%	＋0.66%
賦課限度額	66万円	80万円	＋14万円

※基礎控除(43万円)後の総所得が58万円以下の人の所得割率は8.72%

※障害認定を受けた人または令和6年3月以前に後期高齢者医療に加入された人の賦課限度額は73万円

■【表4】後期高齢者医療保険軽減対象判定基準

軽減割合	世帯内の被保険者等の所得の合計額
7割	43万円＋{10万円×(給与所得者等(※)の数－1)}以下
5割	43万円＋(29万5千円×被保険者数)＋{10万円×(給与所得者等の数－1)}以下
2割	43万円＋(54万5千円×被保険者数)＋{10万円×(給与所得者等の数－1)}以下

低所得者に対し被保険者の応益(均等割額)を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準は被保険者数に乘ずる金額を29万円から29万5千円に、2割軽減の基準は被保険者数に乘ずる金額を53万5千円から54万5千円に引き上げ

※「給与所得者等」とは、被保険者および世帯主のうち、一定額を超える給与所得者と公的年金等の支給を受ける人